

I 計画策定の背景・目的

- 市民の自発的で公益的な活動が、本市の個性と魅力ある都市創造の活力源であり、震災からの復旧・復興においても、町内会はもとより多様な主体の力が大きな支えとなり、新たなまちづくりの原動力となっている。
- 人口減少社会の到来など社会情勢の変化に伴い地域課題が複雑さを増す中、都市の魅力を高め持続可能な発展を支えるためには、協働によるまちづくりを一層推進する必要がある。
- 平成 27 年 7 月の「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」施行、平成 28 年 1 月の「仙台市協働によるまちづくりの推進のための基本方針」策定を受け、協働によるまちづくりの推進に関する基本的な施策を推進するための主な事業を体系化し、進行管理するために本計画を策定。

II 計画の期間

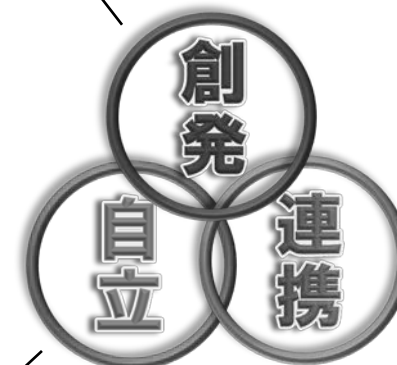
平成 28～32 年度の 5 年間 ※第 1 期(平成 28～30 年度)、第 2 期(平成 31～32 年度)に分けて進行管理

III まちづくりの各主体の現状と課題

- 地域団体** … 地域づくりの中核として大きな力を発揮するも、役員の高齢化や成り手不足、役員への負担集中等の課題がある。地域活動への支援の継続、地域団体とその他多様な主体が連携し、地域課題の発掘・解決に取り組める環境整備が必要である。
- 市民活動団体** … 多岐にわたる分野で市民生活に深く関わった活動が行われ、人材不足や資金不足等の課題があるものの、協働に関心のある団体が多く、活動の支援をしつつ、協働が円滑に進むための環境づくりを多面的に行っていく必要がある。
- 教育機関** … 地域との連携が再認識される中で、地域ぐるみでの子ども育成による地域の活性化、学都仙台が有する知的資源の地域への還元、社会教育施設の特性を生かした地域づくりを担う人材の育成を推進していく必要がある。
- 企業** … 本市の経済や雇用を支える中小企業においては、地域行事への参加や寄附など地域と連携した取り組みに対する認識が高まっており、企業の地域貢献を促進する環境づくりを推進していく必要がある。
- 仙台市(行政)** … 協働を基調としたまちづくりを進めている中で、さまざまな取り組みの積極的な情報発信や、市民とともにまちづくりを行える職員の育成、地域の実情に応じたきめ細かな取り組みを進めるための体制充実が必要である。

IV 協働の基本理念のキーワード

新たな課題に対して、創意工夫により解決策を生み出し続ける



それぞれの主体が
個々の力を発揮する

互いの力を引き出し合い、相
乗効果を生み出し協力する

V 協働によるまちづくりの推進に向けて

基本方針に掲げる3分野 13 項目の基本施策
※次頁参照



基本施策に関する事業
(進行管理)



協働による多様な取り組みが展開

VI 基本施策に関する事業

基本方針に掲げる3分野13項目の基本施策を推進するための主な事業を体系化し、進行管理していく。

1 市民活動の促進および市民協働の推進に関する事項

- (1) 市民活動の自立が促され、継続的な活動が行われるための環境の整備 拠点施設における各種支援等，新たな助成制度の構築，まちづくり支援専門家派遣事業
- (2) 持続可能な事業的手法等による地域の課題の解決の促進 まちづくり人材育成と情報発信事業（WE SCHOOL），コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの促進，ストック活用型都市再生推進事業
- (3) 市民からの提案に基づく協働事業の拡充 市民協働事業提案制度の充実，協働の手引き・事例集の作成
- (4) 協働の理解を広め、多様な主体間の協働を推進するための人材の育成 ともにまちづくりを行える職員の育成（各種研修実施），拠点施設における人材育成，コミュニティソーシャルワーカー配置事業，地域包括支援センター運営事業，仙台すくすくサポート事業

2 政策形成過程への市民の参画の推進に関する事項

- (1) 市政に関する情報の公開の推進 仙台市ホームページの充実，オープンデータの活用推進，地域情報ファイルの活用推進
- (2) 政策の企画、立案等における市民の意見の提出の機会の確保 パブリックコメント等の実施，障害者への適切な情報提供・障害者からの意見聴取推進，東部地域移転跡地利活用推進事業
- (3) 政策または事業の方針、内容、評価等についての市民の意見の集約の機会の確保 施策目標に関する市民意識調査，市民まちづくりフォーラム，市民との対話の機会の確保
- (4) 附属機関等の委員の選任における人材の多様化と公募の実施 選任における人材の多様化（委嘱状況の一元管理），公募の推進，女性委員の登用率の向上

3 多様な主体による活動の促進に関する事項

- (1) 次の世代のまちづくりの担い手となる若者の育成 若者の社会参画促進事業（仙台ミラソン），大学連携地域づくり事業，学校支援地域本部事業，拠点施設における若者育成支援等
- (2) 町内会等の地縁団体その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進 区役所のまちづくり拠点機能の強化，地域力創造支援事業の推進，多様な主体との連携によるごみ減量・リサイクル推進，区民協働まちづくり事業 等
- (3) 地域社会の一員である事業者による社会貢献活動の促進 拠点施設における社会貢献活動促進支援，地元企業の地域活性化活動等の促進，地元企業等の環境活動の促進，協力事業所表示制度
- (4) 多様な主体の交流の促進 区民まつり，仙台防災未来フォーラム，拠点施設における多様な主体の交流促進支援等，文化活動団体への支援による交流促進
- (5) 多様な主体の活動等に関する情報の収集および発信の促進 拠点施設における情報収集・発信支援等，みやぎNPOナビ等の活用促進，まちづくり活動事例集の作成

VII 計画の進行管理

- ①掲載事業について、毎年度担当部局による進捗状況の点検を実施
- ②点検結果を「仙台市協働まちづくり推進委員会」で審議のうえ、「仙台市協働まちづくり推進本部」で総括
- ③施策の実施状況を市議会に報告するとともに、ホームページ等で市民に公表し、施策のより効果的な推進を図っていく